

# 厚生労働省が定める掲示事項について

当院は厚生労働省が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

## 指定医療機関等

労災保険指定医療機関  
指定難病医療機関（指定難病医）  
生活保護法等指定医療機関

## 明細書発行体制等加算

当院では、患者様への情報共有を推進していくという観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しています。明細書には使用した薬剤の名前や行われた検査・手術等の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付までお申し出ください。尚、明細書の再発行はいたしませんので、大切に保管いただきますようお願いいたします。

## コンタクトレンズ検査料

当院は担当医が厚生労働省が定める経験を有し、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、届出を行い、下記の点数を算定しています。

1. 初診料：291点
2. 再診料：75点
3. コンタクトレンズ検査料1：200点

※厚生労働省が定める疾病の場合、コンタクトレンズ検査料ではなく眼科学的検査で算定する場合があります。

※当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことがある患者様は再診料を算定いたします。

## 医療 DX 推進体制整備加算

当院は医療 DX 推進体制整備加算について以下の通り対応を行っております。

- オンライン請求を行っております。
- オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- オンライン資格確認を利用して取得した診療、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を閲覧し活用できる体制を有しております。
- マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声かけ・ポスター掲示を行っております。
- 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、院内及びホームページに掲示を行っております。
- 電子カルテ情報共有サービスの取り組みに対応し導入を予定しております。

## 医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。マイナンバーカードの利用や問診票等を通じて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬点数を算定します。

- 初診時 医療情報取得加算 1 点
- 再診時 医療情報取得加算 1 点（3 月に 1 回限り）

## 一般名処方加算

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品の使用推進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しており、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（お薬の商品名ではなく有効成分を処方箋に記載すること）を行う場合があります。

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

## 保険外負担に関する事項

身体障害者診断書・意見書（視覚障害用） ￥5,500  
障害年金診断書 ￥5,500  
特定疾患更新用診断書 ￥3,300  
診断書（当院書式・一般） ￥3,300～  
医療費証明書（一般） ￥1,100～  
生命保険料診断書 ￥5,500～